

京都市自転車走行環境整備ガイドライン改定版（案）における改定ポイントについて

改定版 ページ	項目	主な改定のポイント
1	I. はじめに ■背景	○現行ガイドライン策定（平成28年10月）以降の国の動き（自転車活用推進法の制定，自転車活用推進計画の策定）等を反映
2	I. はじめに ■改定の概要 他	○前計画「京都・新自転車計画」に基づく記載を，現行計画「京都市自転車総合計画2025」のものに修正
3	I. はじめに ■本ガイドラインの適用範囲	○適用範囲を「京都・新自転車計画」で定めた重点地区から京都市内全域へと変更
5	II. 自転車走行環境整備のポイント ■歩行者の安全を第一とした整備	○「京都・新自転車計画」及び「歩くまち・京都」総合交通戦略（令和3年11月改定）に関する記載を修正
9	III. 自転車走行環境整備フロー	○本文中の「京都・新自転車計画」に係る記載を修正 ○「道路別の整備形態」囲み内の注意書きにおいて，次の点に関して追記，修正 ・生活道路の整備に当たって，地域の実情を考慮に入れる。 ・普通自転車専用通行帯については，規制の必要性や地域・警察との調整を踏まえ，導入について検討を進める。
12 13	IV. 自転車走行環境整備の標準仕様 ■矢羽根 <u>設置位置</u>	○矢羽根の設置位置に関する記載を【幹線道路・準幹線道路】と【生活道路】の道路区分に応じて類別 ○【幹線道路・準幹線道路】の車道外側線と矢羽根等の設置位置に係る記載において，車道外側線の車道側に矢羽根を設置するパターン（12ページ下図中央）を追加
—	IV. 自転車走行環境整備の標準仕様 ■矢羽根 <u>設置間隔</u> (旧ガイドラインP.18)	○「V. 道路区分別整備方針」における記載内容と同一であるため削除
15 16	IV. 自転車走行環境整備の標準仕様 ■矢羽根 <u>視認性</u>	○現行ガイドラインに定める性能を有することとなった一般的なJISガラスビーズを使用可能とする修正
—	IV. 自転車走行環境整備の標準仕様 ■注意喚起マーク (旧ガイドラインP.24)	○「V. 道路区分別整備方針」における記載内容と同一であるため，「■注意喚起マーク」に係る記載の一部を削除

<p>20 く 49</p>	<p>V. 道路区分別整備方針 <矢羽根及び自転車マーク の設置間隔の見直し></p>	<p>○矢羽根及び自転車マークの設置間隔の見直し</p> <p>幹線道路・準幹線道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単路部における自転車マークの設置間隔の見直し [走行ネットワーク化された都心部などから整備を広げていく場合、単路部の自転車マークは省略することができる。] ・交差点部における矢羽根の設置間隔の見直し [交差点内の自転車走行動線が直線的である場合などは、矢羽根間隔を5.0mまで広げることができる。] <p>生活道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢羽根と自転車マークの設置間隔の見直し [道路状況や面的整備等の整備手法に応じて、関係機関等と調整のうえ、単路部における矢羽根及び自転車マークを省略し、交差点部を中心とした整備も可能とする。]
------------------------	---	---